令和５年度　第１回いじめ対策総点検（報告）

県教育委員会による第１回いじめ対策総点検が下記のとおり実施されました。
佐渡中等教育学校では、今回の指導を踏まえて「学校いじめ対策基本方針」に基づき、引き続き「いじめ見逃しゼロ」の学校づくりをめざし、学校、保護者、地域関係者等と連携しながら取り組んでまいります。

記

１　訪問日時
令和５年 10 月４日（水）13：30〜15：30

２　訪問者
県教育庁生徒指導課いじめ対策室
庭田　雅範　副参事　様、山田　茂　指導主事　様

３　参加者
校長、前期課程教頭、後期課程教頭、生徒指導主事、いじめ対策推進教員、各学年主任

４　内容
書類点検、協議、事例演習（グループワーク）、指導講評

５　指導内容
(1) 自校体制チェックシートによる現状の聴き取り、協議
① いじめ事案が発生したとき、いじめ対策委員の全員がそろわなくとも、すぐに事案に対応すること、組織の一部であっても行動を開始することが第一である。
② 日頃から組織対応ができるようにするために、職員による事案の抱え込み、報告遅れがないようにするとともに、正確な事実を把握することを徹底する。
③ 土日等の週休日は、報告や対応が遅れる可能性があるので、有事に備え連絡体制を確認・整備する必要がある。
④ いじめ事案が発生した際は、関係する職員だけでなく全職員への周知を徹底し、全職員で見守らなければならない。その際に ICT を活用して伝達することも有効である。
⑤ スクールカウンセラーからは、学校とは別の視点からの意見が得られるので、連絡を密にし、連携の体制を強化していくことが有効である。
⑥ 外部機関との連携は、重大事態に限らないという視点を持ち、ケースに応じて臨機応変に対応することが重要である。

(2) グループワーク（いじめ事案発生時、第１次判断、組織対応等のシミュレーション）
① いじめ事案が発生した際に、直ちに校長を交えた情報共有と対策の検討を行うことで正確な情報の伝達とすばやい対応方針の決定ができる。
② 生徒がいじめのないことを表明し、表面上において問題が確認できない場合であっても、背後にいじめが潜んでいることがある。生徒をよく観察し様子の変化や、違和感に気付けるように努め、安易に見守りの対応で済ませないようにする。
③ 事案に応じて RAMPS（自殺リスク評価ツール）やスクールカウンセラーの見立てをもとに医療機関の受診を促すことや、 警察との連携することが必要である。